

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第31号

2019. 12. 12

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

「年金裁判」判決、来年4月9日に決定!

2019. 12. 6 第18回年金裁判 (結審)

「今の年金では暮らせない」心の叫び切々と



寒風の中、結審に向け宣伝行動

2015年に提訴して4年半が経過した「年金引き下げ違憲裁判」は、12月6日の第18回裁判で結審を迎え、来年4月9日判決が確定しまし

た。この間、25人の原告の意見陳述、5人の証人尋問を通して、「今の年金では暮らせない」ことを裁判で明らかにしました。

午後3時開廷の第18回裁判（結審）を前に、約40人の原告らが淀屋橋で昼休み宣伝を行いました。

永井原告団長、加納委員長はじめ原告らが次々とマイクで訴え、昼休み中の市役所職員・市民・高校生らがピラを受け取り、署名に協力。年金受給者だけでなく、現役世代や高校生にも年金問題への関心を広げました。

感動与えた結審での意見陳述

3時開廷の裁判では、原告の織部巖さん（府本部副委員長）、訴訟代

理人の喜田弁護士と上山弁護士がそれぞれ意見陳述を行いました。

喜田弁護士は、現在の年金水準が、ILO102号条約が求める水準に到達していないこと、マクロ経済スライドの発動によって本条約違反の状態をさらに進めることになったものであるから、マクロ経済の諸規定はILO102号条約に反して無効である、と主張しました。

三輪裁判長は、本日の裁判をもって結審とし、4月9日に判決を言い渡すと述べ閉廷しました。

「裁判所は高齢者の生活実態を直視し、年金削減の流れに歯止めをかける判決を！」



裁判勝利に向け「ガンバロウ」と決意を示す原告と支援者



永井原告団長



喜田弁護士



渡辺弁護士



斎藤弁護士



高橋弁護士

グリーン会館で開かれた報告集
会には、160人が参加。喜田弁護
士から、陳述の内容と、4月9日
判決後の闘い方などの報告が。加
納委員長はイタリア年金者組合本

部との訪問・交流を。各弁護士から、
「この裁判に携わって多くのこと
を学ばせてもらった」「より高い
レベルの闘いが継続する。お元氣
で長生きを」と激励の言葉も。



原告意見陳述
織部 巖さん

年金引き下げは
違憲であると提訴し
てから4年半が経過。

原告等は、それぞれ戦後の混乱した
時代を乗り越え誠実に生き、日本の
発展に貢献し、今、高齢期を迎え、
安心した老後を暮らせることを願っ
ています。残念ながら、国はこのさ
さやかな願いを踏みにじり、年金を
減らし続けています。

私たちはこれからも年金支給額を
下げない政策の提言や、女性の低年
金状況の是正、国連・社会権規約委
員会から2度にわたり勧告されてい
る最低保障年金制度の実現などを国
に要請して参ります。

最後に、「特例水準解消」の取り
消しと、マクロ経済スライドは憲法
違反の提訴に対し、司法の公正な判
決が出されますことを期待します。



上山弁護士が代理人意見陳述 裁判所は一人ひとりの国民の生存に関わる環境に 基軸を置いて原告の主張の当否を検討されたい

高齢者のいる貧
困世帯が2016
年で27%と3割近くを占め、中
でも女性の単身世帯は、そのうち
の56.2%と過半数を占めている。
収入の多くは年金であり、給
付額は全体として後退している。

老後を安心して暮らせる制度に

裁判所は多くの意見陳述や証言
を通じて、原告等の困窮している実
態を知ったはずである。地元大阪
でも65歳以上の人の主な収入源
は年金であり、その6割が生活の
しづらさを感じながら生活してい
る実態が示された。

今回の年金削減及びマクロ経済
スライドによる将来にわたる削減
は、1986年以降続いた年金削減
の流れに、さらに受給者に困難を
強いるものである。

本年8月27日発表された財政
検証では、今後国民年金は25～
30年にわたって削減が続けられ
る試算となっている。

年金の一律削減は世界に例を 見ない悪法

これは①社会権規約の後退禁止
原則に違反する、②所得水準を一
顧だにせず一律に削減することは
世界に例を見ない悪法であり、憲法
第25条違反である、③人によっ
ては13条（自己決定権の侵害）
違反である、④生保に頼ればよい
との議論は誤りであり、法4条に
ある補足性に反する。

原告等は年金制度というものが、
世代を超えて、立場を超えて、働
くものが、きちんと年金保険料を
納めていさえすれば、安心して老
後の生活を過ごせる制度であるこ

とを願い、この当たり前の願いを、
4年以上にもわたって裁判所に訴
え続けてきた。

裁判所は、この裁判で、原告一
人ひとりの意見陳述に耳を傾け、
原告一人ひとりの具体的な生活実
態を目のあたりにしたはずである。
ある者は貯蓄を切り崩しながらわ
ずかな老齢基礎年金で生活してい
ること、ある者は女性が構造的に低
年金に苦しめられること、ある者は
障がいのある立場から苦しい年金
生活の実態があることを訴えた。

年金削減に歯止めかける判決を

誰もが老人になります。友人が
死んでも弔いにも行けず、自宅で手
を合わす…こんな老人を社会は生
み出してはならないのです。

裁判所には、そのような高齢者
の生活実態を直視し、年金削減が
高齢者の生存を脅かすものである
ことを法的に評価し、年金削減の流
れに歯止めをかける判決を下して
頂きたいと切に願うものです。